

令和4年3月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

旭川市では、令和4年3月1日以降に契約を行った工事及び業務委託のうち、令和3年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算した契約につきましては、特例措置を定めたのでお知らせします。

1 措置の内容

受注者は、契約書約款（契約に定めのない事項）の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を、令和4年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額又は委託料の変更の協議を請求することができることとします。

2 対象工事

令和4年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額 = P(新) × k

この式において、P(新)及びkとは、それぞれ以下を表すものとします。

P(新)：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額（消費税及び地方消費税額を含む。）

k：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、工期末の30日前までとします。

5 労働者の賃金水準の引き上げ等について

請負代金額の変更による、元請企業と下請企業の間で締結する請負金額の算定や労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応されますようお願いいたします。

6 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事について

工事請負契約書約款第25条第6項による対応が可能なものとします。